

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）運営協議会設置要綱

（目的）

第1条 国際障害者交流センター（以下「センター」という。）の施設の運営並びに事業の企画及び実施に関し助言を行うとともに、これらについての事後評価を行うため、センターに国際障害者交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、12人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、障害者団体、行政及び学識経験を有する者の中から、センターの長（第7条において「館長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

（委員長等）

第3条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名するものとする。

（会議）

第4条 協議会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

（意見聴取）

第5条 委員長は、協議会が所掌する事項に関し必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を徴することができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、センター総務課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。